

### 3

## ため池に関する法律

国では、ため池の決壊による災害を防止することを目的に、「管理・保全」と「防災工事等の推進」に関する次の法律を制定した。

### 3－1 ため池の管理及び保全に関する法律

#### (1) 背景

近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発している。

また、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっている。

このため、施設の所有者等や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行された。

#### (2) 法律の概要

この法律では、全ての農業用ため池を対象に次のことが規定されている。

- 1) 所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義務付け
- 2) 都道府県によるため池のデータベースの整備、公表
- 3) 所有者等による適正管理の努力義務
- 4) ため池の適正な管理が行われていない場合の、都道府県による勧告
- 5) 都道府県による「特定農業用ため池」の指定

※「特定農業用ため池」とは、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのあるため池であり、これに指定されることで、

- ・堤体の掘削等の形状変更行為が知事の許可制となり、ため池の改良・廃止といった防災工事を実施する際、所有者等は防災工事計画の届出が必要
- ・市町村はハザードマップの作成等の避難対策を実施するとともに、必要に応じてため池の施設管理権を取得可能
- ・都道府県は必要な防災工事が実施されない場合に、所有者等へ防災工事の施行命令を出すことができ、必要に応じて防災工事の代執行が可能

となった。

### 3－2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

#### (1) 背景

ため池の管理及び保全に関する法律の成立後、決壊時に周辺区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池が約6万4千か所存在し、防災工事等を進めるには地方公共団体の財政やマンパワーに限界があることが判明した。

このため、防災重点農業用ため池の決壊による災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年6月19日に公布された。

#### (2) 法律の概要

この法律では、防災重点農業用ため池を対象に次のことが規定されている。

- 1) 国による防災工事等の基本指針の策定
- 2) 都道府県による防災重点農業用ため池の指定
- 3) 都道府県による防災工事等推進計画の策定
- 4) 国の防災工事等に対する財政上の措置等
- 5) 令和12年度末までの10年間の時限立法